

経年仮設機材の管理のあり方

1. くさび緊結式足場の管理の現状

くさび緊結式足場については、平成15年7月に「くさび緊結式足場の組立て及び使用に関する技術基準」が正式に発行されました。

それまで、主に住宅工事用として使用されていたものが、足場の高さが3.1m以下の中層建設工事にも使用されるようになりました。（現在は新たに高さ4.5m以下「平成27年6月改定」）。このように、一般ビル工事にも使用されることになったことは、今まで以上に選別、整備、修理、廃棄等の経年管理を適正に行う必要がありますが、現状下記の問題点があると考えられます。

1) 枠組足場を保有するリース会社については一般的に機材のみを提供し、建設会社等で足場の組立て・解体作業を行っていますが、くさび緊結式足場については、当該リース会社自らが自社の機材を用いて足場の架け払いを行っていることから、全社的に機材の経年管理が曖昧になりがちであり、結果として一般的に枠組足場に比べ、選別、整備等の管理が必ずしも十分になされているとは、言えない状況です。



2) 現場で使用された機材が機材センターに戻されず、整備されることなく、現場から他の現場へ移送され、使用されている例もあります。

3) 機材センター内に、整備、修理などを行う必要な人員が居らず、選別、整備等を行うことなくただ単に、資材置場、倉庫として使用されている場合もあります。

2. 経年管理の必要性

くさび緊結式足場の経年管理（選別、整備、修理、廃棄など）がなされていないリスクについては下記のようなものがあります。

- 1) 経年管理がなされていない部材（例・支柱、布材などが曲がっている）を使用することにより組立て、解体作業に時間がかかり、作業効率が悪くなります。
- 2) 部材（支柱、布材等）が曲がっていた場合は緊結部分等にゆるみが生じ、足場全体の本来の性能を発揮できないことがあります。
- 3) 作業床（例・床付布材）エキスバンドメタル材の部分に亀裂、へこみ等があった場合は、現場の作業者の歩行等において安全性に支障をきたし、顧客の信頼を失いかねません。
- 4) 選別の段階において、緊結部の亀裂等を発見できなかった場合には、使用中の部材が外れるなど重大な事故に繋がる可能性があります。



これらを考慮すると経年仮設機材の適用工場制度（経年認定工場）の重要性が理解されます。

3.経年仮設機材の適用工場制度



適用工場制度とは、経年仮設機械に関する安全性を確保するために、リース・レンタル会社、修理会社及び建設会社の機材センターに対し、経年仮設機材の管理に関する技術基準（労働省労働基準局長通達で示された「経年仮設機材の管理指針」に基づき作成されている）により適正に仮設機材の管理（選別、整備、修理、廃棄及び表示等）を行っている機材センターを認定するものです。

したがって経年品の安全性については「適用工場認定証」により確認することができ、適用工場から出荷された仮設機材は、古い機材であったとしても、適正に経年管理が行われていることから繰り返し使用することができます。

よって製品の安全性を確認するためには、認定合格証等（新品時の安全性の確認書類）と適用工場認定証（経年品の安全性の確認書類）の二つを持って証明することが出来るといえます。